

水質汚濁防止法等に基づく立入検査の前倒し実施の結果について

環境省水・大気環境局水環境課

平成 21 年 3 月、製紙工場において水質データの改ざん等が行われていることが明らかとなり、これを受け、環境省水・大気環境局では、水質汚濁防止法の事務を行っている都道府県、水質汚濁防止法政令市に対し、パルプ・紙・紙加工品製造業に属する特定事業場及び各自治体において水質汚濁防止の観点から重要と思われる特定事業場に対し、立入検査の年度計画の前倒し実施及び結果の報告を依頼した。

法令違反に関連する事項について、各自治体から報告があった指導等の内容は以下のとおりである。

1. 概 要

報告があった事業場数	: 1,304
(うち、パルプ・紙・紙加工品製造業に属する事業場数	: 222)
改善の指導等が行われた事業場数	: 166 ¹
(うち、パルプ・紙・紙加工品製造業に属する事業場数	: 28)

<内訳>

特定施設の設置届出等に関する指導	: 123 件
(うち、パルプ・紙・紙加工品製造業に属する事業場への指導	: 22 件)
排出水の汚染状態に関する指導等 ²	: 41 件
(うち、パルプ・紙・紙加工品製造業に属する事業場への指導	: 6 件)
排出水の測定に関する指導	: 5 件
(うち、パルプ・紙・紙加工品製造業に属する事業場への指導	: 0 件)

1 : 1 事業場で複数の指導を受けているところがあるため、指導が行われた事業場数と指導件数の合計は合わない。

2 : 排水基準に適合しないおそれがあることから改善命令の発動に至った事例が 1 件ある。

2. 指導等の内容

<p>特定施設の設置届出等に関する指導が行われた件数 (123) (水濁法第5条、第7条、第10条、第14条第3項関係) (瀬戸法第8条、第9条関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業種内訳：パルプ・紙・紙加工品製造業 (22) <ul style="list-style-type: none"> <その他の主な業種> <ol style="list-style-type: none"> 1. 食料品製造業 (17) 2. 洗濯・理容・美容・浴場業 (13) 3. 金属製品製造業 (12) ・規模内容：通常排水量 50m³以上 (76) 50m³未満 (47) ・有害物質：使用 有り (37) 無し (86) 	<p>〔改善状況〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出書類等が提出されるなど対応済 (75) ・事業者が届出書類を作成するなど対応中 (48)
<p>-----</p>	
<p>[事例]</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・無届けの施設がある。 <ul style="list-style-type: none"> (例) 新規設置時の届出漏れ ・排水系統の変更に伴う届出がされていない。 <ul style="list-style-type: none"> (例) 取水・排水経路の変更 ・特定施設の種類と数等について届出等と現場に相違がある。 <ul style="list-style-type: none"> (例) 施設能力の届出と実態との不一致、施設の移動 (例) 使用有害物質の届出と実態との不一致 (例) 届出値(水濁法)、許可値(瀬戸法)と実態との不一致 ・下水道への接続時に変更の届出がされていない。 ・代表者の変更に伴う届出がされていない。 ・廃止の届出がされていない。 ・測定手法の変更の届出がされていない。 など 	
<p>排出水の汚染状態に関する指導等が行われた件数 (41) (水濁法第12条、第12条の2関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業種内訳：パルプ・紙・紙加工品製造業 (6) <ul style="list-style-type: none"> <その他の主な業種> <ol style="list-style-type: none"> 1. 食料品製造業 (6*) 2. 社会保険・社会福祉・介護事業 (5) 3. 飲食店 (3) ・規模内容：通常排水量 50m³以上 (24) 50m³未満 (17) ・有害物質：使用 有り (1) 無し (40) <p style="text-align: right;">* 1件については、改善命令を発動</p>	<p>〔改善状況〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準値以下へ改善したことを確認済 (18) ・次回立入時に改善状況を確認予定(年内に再度立入予定) (23)
<p>-----</p>	
<p>[事例]</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・排水基準を超過していた。(上乘せ基準の超過を含む) <ul style="list-style-type: none"> (例) 立入測定により排水基準超過が判明した。 <ul style="list-style-type: none"> 生活環境項目 (pH：7件、BOD：15件、COD：6件、SS：5件、大腸菌群数：11件、ノルマキチン：4件) (例) 自主測定により排水基準超過が判明した。 <ul style="list-style-type: none"> 生活環境項目 (pH：3件、BOD：3件、COD：2件) 	

<p>排水水の測定に関する指導が行われた件数（５） （水濁法第 14 条第 2 項関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業種内訳：食料品製造業、窯業・土石製品製造業、繊維工業、鉄鋼業、水道業（各 1） ・規模内容：通常排水量 50m³以上（５） 50m³未満（０） ・有害物質：使用 有り（０） 無し（５） 	<p>〔改善状況〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動測定装置の稼働状況を確認するなど改善済み（４） ・次回立入時に改善状況を確認予定（年内に再度立入予定）（１）
<p>-----</p> <p>[事例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定がされていない。 （例）自動測定器が故障などにより稼働していなかった。 ・測定頻度が不適切であった。 （例）規則第 9 条の 2 第 2 項の規定により週 1 回以上の測定が必要なところ測定回数が不足 	

（ ）内は、該当する事業場数

各自治体において立入の要件を判断しており、全体的な傾向を示す集計とはなっていないことに留意